

## 過去事整理作業

一度目の民情首席秘書官時代に着手して重要な宿題となっていた仕事として、過去に起きた事件などを法律的に再検討し整理する「過去事整理作業」があった。紆余曲折のすえ二〇〇五年に「過去事整理基本法」<sup>\*1</sup>が国会を通過した。「真実・和解のための過去事整理委員会(過去事委員会)」も設立された。このときに力を発揮したのが、過去に起きた事件の見直しを求めて努力してきた市民社会だった。参与政府も時間をかけてずいぶん力を注いだ。だが、ハンナラ党の反対で立法化は遅れ、内容も継ぎはぎだらけになってしまった。だが、法の成立自体には大きな意味があった。もちろん、特別法によってつくられた期限付きの「過去事委員会」の活動だけで、すべての分野にわたる膨大な過去の出来事を整理することなど不可能だった。なんとか解決方法を模索した。法律的な最終整理は過去事委員会が行なうとしても、政府の各機関が過去事整理作業を支援できるようにした。

各機関がそれぞれ過去の事件の整理作業を並行して行ない、その結果を過去事委員会に集めてゆくという趣旨だった。とても効果的な方法だった。克服すべき過去が最も多い国情院、警察、軍にそれぞれ過去事委員会を設置させた。内部の反発により困難もあったが、うまく説得した。その結果、これらの機関内での過去事整理作業は非常によい成果をあげた。

裁判所も再審を通してそれなりに過去の裁判などの見直しを行なった。過去事委員会の真相究明決



定によって、多くの事件で再審が開始され、誤った過去の判決が正された。現在もこの作業は続いている。

過去事整理作業が絶対に必要なのにまだ手つかずのままとなっているのは検察だ。検察と他の機関の整理作業が同時並行で進められない理由もあった。過去に公権力によって事件が捏造され、拷問などで基本的人権が侵害された事件は、手続上は国情院または警察が初動捜査を行ない、検察が起訴を担当した。そのためまず国情院や警察で事件捏造についての過去事整理作業を行ない、再審で無罪が決定した後、それを受けて検察が自らの過去を整理するというステップを踏むほかなかった。しかし参与政府の任期中にそこまで進めることはできなかった。結局、過去の多くの事件が捏造であったことが暴露され、再審で無罪が確定した。国が莫大な損害賠償責任を負った状況の中でも、検察だけはいまだ何の反省もしていない。

政府全体で取り組み、大統領が直接乗り出して人々を辛い歴史の束縛から解き放った事件もあった。それが濟州島チェジュドで起きた四・三(濟州四・三事件)<sup>(1)</sup>だ。政府の過去事整理作業の一環ではあったが、国民の政府(金大中政権)以前から声が上がっていた問題だった。彼らが望んでいたのは名誉回復だった。

二〇〇三年一〇月には、与野党合意で『濟州四・三事件真相調査報告書』<sup>\*2</sup>が採択された。報告書の採択だけでも名誉回復に大きく役立った。

しかし、大統領の意志はそこに止まらなかった。過去に起きた諸事件の整理作業を進めるうえでの試金石であると考えていた。二度の謝罪がなされた。まず国務総理が追悼行事に出席し、正式に政府を代表して謝罪した。大統領はそれだけでは不十分と思ったのか、二〇〇三年と〇六年に濟州島を訪問して国家元首として謝罪した。遺族たちは、数十年間、人知れず一人でひそかに堪えなければならなかった悲しみと涙を大統領の前で溢れされた。

「過去事委員会」は足かけ五年のあいだに、八〇〇〇件におよぶ事件の真実を明らかにした。抗日独立運動や朝鮮戦争前後の民間人集団犠牲事件、海外の同胞たちの歴史、反民主的・反人権的行為による人権蹂躪、暴力・虐殺、兵役中に自殺したとされる疑問死などが糾明の対象だった。とくに朝鮮戦争の際に左翼運動に関連したとして数千人が虐殺された「保導連盟事件」の調査などでは、朝鮮戦争の前後に全国で、民間人が法手続抜きで軍や警察の犠牲となっていた事実を明らかにした。

左翼勢力や人民軍による民間人虐殺事件も糾明した。埋もれていた歴史の真実を探し出すうえで重要な成果をあげた。

過去事整理作業を見守りながら、さまざまな思いを巡らせた。結局、国が多くの人々に対して、ほしいままに悪辣な行為をなしたということだ。一人の人間の人生を完全に踏みにじってもいた。事件を捏造しては、青春真っ只中の若者たちを連行して獄に閉じ込めた。老いて白髪となるまで刑務所に入れて人生を消耗させた。本人はもちろん、家族の生活まで破綻に迫りやっした。スパイの家族であるとして公職につかせないばかりか、就職の機会さえ奪った。周囲からは後ろ指を指され、一家離散の憂き目に遭わせた。これらの過ちが、他でもない国家によって恣意的に行なわれたのだ。

国がその過ちを認めて被害者たちの名誉を回復し、金銭的な賠償をしたとしても、それまでに奪われた彼らの生活や人生を取り戻せるわけではない。いちばん大切なのは、過ちを認める国側の誠意だ。国家が自らの過ちを心から謝罪し、彼らの名誉を回復してこそ、加害者と被害者との真の和解が可能になる。また、そのように過去をきちんと整理してこそ、国民のあいだでも和解と統合が始まる。そのため私たちは機構の名称を「真実・和解のための過去事整理委員会」と名付けた。「真実」と「和解」という両立困難なふたつの価値を同時に追求することを目標に掲げた。その目標はどのくらい達成できただろうか。

わずかとはいえ実現できたことが、私たちの歴史においては大変な進展であったと自らの心を慰めている。韓国のように辛い過去をもつ国は多い。よく似た歴史を経てきた国々はみな同じような作業に取り組んでいるが、過去の事件の整理作業で韓国と同じくらい成功した国はそれほど多くはない。スペイン、南アフリカ、アルゼンチンでさえもそうだ。ただ、残念なことに、李明博政権になって中断されてしまった。

過去事整理法は時限立法で申請期間が定められていた。しかし、「過去の疑問死真相糾明法」や「光州補償法」などの類似の法律では、申請期間が過ぎても法改正によって二次、三次と追加申告ができるよう期間を延長していた。過去事整理作業についても、期間内に申請できなかった人々に追加申請の機会が与えられるべきだ。政権が変わってすべてが止まってしまった。

(1) 四・三(済州四・三事件) 一九四八年四月三日から一九五四年九月二一日まで、済州島で起きた民衆抗争。日本が敗れた後、人々が朝鮮半島を統治した米軍政(米国軍の直接統治)体制下の社会問題や、南だけの単独政府樹立に反対す

る過程で発生した。米軍政と軍・警察がこれを武力で鎮圧する過程で多くの良民が濡れ衣を着せられ、犠牲となった。犠牲者の統計は確実ではないが、二万五〇〇〇―三万人と推定されている。

\*1 日本の報道では「過去史整理基本法」と表記されることも多い。

\*2 同報告書では、「濟州四・三事件」を、「一九四七年三月一日、警察の発砲事件を起点にして、警察・西北青年団の弾圧に対する抵抗と単独選挙実施・単独政府樹立反対を旗印に一九四八年四月三日南労党濟州道党武装隊が武装蜂起してから一九五四年九月二一日に漢拏山禁足地域が全面開放されるまでの濟州道で発生した武装隊と討伐隊の間の武力衝突と討伐隊の鎮圧過程で多くの住民が犠牲になった事件」であると定義している（濟州四・三事件真相調査報告書作成企画団、濟州大学校在日濟州人センター訳『濟州四・三事件真相調査報告書（日本語版）』濟州四・三平和財団、二〇一四年、五五四―五五五頁）。